

平成27年12月4日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局振興企画課長

松尾 浩道

公的研究費の適正な管理・監査の徹底について

公的研究費の執行については、これまでも、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、適正に実施していただいているところと存じますが、先般、国会において不正使用事案について指摘されたところです。

文部科学省では、今般、配分機関に提出のあった公的研究費に係る不正使用事案の最終報告書の概要*を文部科学省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することを開始しましたので、各研究機関におかれましては、本件の取組を一層進めていただく観点から、公的研究費の管理・監査体制の再点検、コンプライアンス教育、不正使用が発覚した場合の対応などに活用していただくようお願いいたします。

また、国会や会計検査院等からの文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について併せてホームページに掲載しましたので、その内容等について認識いただくとともに、各機関におけるコンプライアンス教育に活用していただくようお願いいたします。

※ガイドライン改正に基づく体制整備の経過措置期間が終了した平成27年4月以降に提出のあった最終報告書を対象としている。